

国民健康保険の被保険者が病気やけがにより海外の医療機関で治療を受けた場合、一定の条件を満たせば国民健康保険が適用され、帰国後の請求に基づいて支払った医療費の一部が海外療養費として支払われます。

## 支給される範囲

支給が受けられるのは、その治療が日本国内で保険診療として認められた治療である場合です。次のような場合は除かれます。

### 【お問い合わせ】

釧路市役所 国民健康保険課 保険係  
TEL 0154-31-4527  
FAX 0154-23-5411  
メール ko-hoken@city.kushiro.lg.jp

1. 保険のきかない診療、差額ベッド代
2. 美容整形
3. 高価な歯科材料や歯列矯正
4. 治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合(心臓・肺等の臓器移植)
5. 交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・けが 等

## 支給される金額

日本国内で同様の病気やけがをして国民健康保険で治療を受けた場合にかかる医療費と実際に医療機関に支払った金額を比較して低い方を基準にして決定します。

また、支給額算定の際には、支給決定日の外国為替換算率(売りレート)が用いられます。

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より低い場合

$$\text{支給額} = \text{実際の医療費} - (\text{実際の医療費} \times \text{一部負担割合})$$

実際の医療費が、日本国内での保険診療費より高い場合

$$\text{支給額} = \text{日本国内での保険診療費} - (\text{日本国内での保険診療費} \times \text{一部負担割合})$$

## 申請窓口

釧路市役所 防災庁舎2階 9番窓口(国民健康保険課)

## 申請および支給までの流れ

1. 海外へ行く前に、釧路市国保のホームページにて「診療内容明細書」「領収明細書(医科、歯科)」の様式をプリントアウトし、海外へ携帯してください。9番窓口(国民健康保険課)または阿寒町・音別町行政センター(市民課)の窓口でも様式を取得できます。
2. 海外で治療を受けた場合、医療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取ります。「診療内容明細書」「領収明細書」の様式へ医師に記入してもらい、受け取ります。なお、月をまたがって受診した場合、1か月単位で作成してもらってください。(必要に応じ様式をコピーしてお使いください)
3. 帰国後、必要書類(次ページ参照)を持参し、9番窓口(国民健康保険課)にて支給申請をしてください。
4. 審査を経たのちに、支給額が決定します。審査状況によっては支給決定までにお時間がかかる場合があります。
5. 世帯主の銀行口座へ振り込まれます。

申請期限: 医療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。

海外療養費の適正な支払いのため、申請される方の身分確認や受診した海外の医療機関へ診療内容を照会するなど、**釧路市国保では支給申請に対して厳正な審査を行います**。なお、申請に係る個人情報につきましては、海外療養費申請に関係したものの他に使用することはございません。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

診療の種別により、下記の書類等が必要です。

| 診療科 | 書類番号                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------|
| 医科  | 1, 2, <b>3</b> , 5, <b>6</b> , 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14 |
| 歯科  | 1, 2, <b>4</b> , 5, <b>7</b> , 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14 |

## 1. 領収書

- ・ 受診した海外の医療機関が発行した原本が必要です。
- ・ 医療機関の証明があることが必要です。
- ・ 月をまたぐ受診の場合は1か月単位の領収書が必要です。
- ・ 領収明細書が領収書を兼ねている場合は領収明細書のみで可です。

## 2. 診療内容明細書

- ・ 受診した海外の医療機関により記入された様式の原本が必要です。ただし、様式の内容を満たしていれば、医療機関独自の様式で発行されたものでも構いません。
- ・ 医師の証明(サインか押印)が必要です。
- ・ 月をまたぐ受診の場合は1か月単位の診療内容明細書が必要です。

## 3. 領収明細書

## 4. 領収明細書(歯科)

- ・ 医科と歯科で、様式および記載内容が異なります。歯科の場合は、歯科専用の様式を使用してください。
- ・ 受診した海外の医療機関により記入された様式の原本が必要です。ただし、様式の内容を満たしていれば、医療機関独自の様式で発行されたものでも構いません。
- ・ 医療機関の証明を受けていることが必要です。
- ・ 月をまたぐ受診の場合は1か月単位の領収明細書が必要です。

## 5. ≪和訳≫ 診療内容明細書

## 6. ≪和訳≫ 領収明細書

## 7. ≪和訳≫ 領収明細書(歯科)

- ・ 申請される方ご自身で翻訳するか、第三者へ依頼の上で翻訳文をご用意ください。釧路市国民健康保険にて翻訳業務および翻訳者のあっせんは行っておりません。
- ・ 翻訳者情報(翻訳者の氏名、住所、電話番号、サインか押印)の明記が必要です。

## 8. パスポート

- ・ 診療を受けた方の海外での受診日における滞在履歴確認のために必要となります。

## 9. 窓口で申請される方の身分証明書

## 10. 調査に関わる同意書

- ・ 診療を受けた現地の医療機関等へ照会を行うことについて、診療を受けた方に同意書の記入をお願いいたします。
- ・ 診療を受けた人ごと、医療機関ごとに必要になります。
- ・ 釧路市国保ホームページ、9番窓口(国民健康保険課)、阿寒町・音別町行政センター(市民課)で様式を取得することが可能です。

## 11. 療養費支給申請書(海外療養費申請書)

- ・ 9番窓口(国民健康保険課)にてご用意していますので来庁時にご記入いただきます。
- ・ 代理申請者による申請の場合は、写真付き身分証明書の提示とともに申請書所定欄に署名押印が必要です。

## 12. 保険証または資格確認書

## 13. 世帯主・診療を受けた方のマイナンバーがわかるもの

## 14. 世帯主名義の銀行口座がわかるもの(通帳など)

- ・ 海外療養費支給のために必要となります。
- ・ 振込み先は日本国内の金融機関のみ対象となります。海外の金融機関への振込みは承っておりません。